

Title	中津藩縁辺事件に関する二三の資料
Sub Title	Some historical sources on Enpenjiken (縁辺事件) in Nakatsu Clan (中津藩), 1838
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.1 (1982. 6) ,p.61- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820600-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820600-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中津藩縁辺事件に関する二三の資料

河 北 展 生

一

中津藩における身分的階層秩序の厳密であったことについては、福澤諭吉が『旧藩情』に詳細に記している。『中津市史』も第六章を、「中津藩と福澤諭吉」と題して、中津藩のそうした身分的階層秩序が、藩内で幾つかの階級的対立事件を生み出したとして、天明二年（一七八二）の供番百数十人による弾該事件としての「御供番事件」と、天保九年二月の「縁辺御供番事件」と「御固番事件」のあった事を記している。縁辺事件について中津市史は

専制の座にあるものがその支配を永続しようとする時、最も深い関心をもたざるをえないことは伝統の維持である。また階級的優越と道義的名誉とは、武士の精神生活の最も重要な支柱であったから、この問題をめぐって中津藩には御供番事件（天保二年）<sup>〔天明の誤植カ〕</sup>（天保九）と御固番事件を経験しなければならなかった。この事件を知ることはおそらく福沢の最も嫌った形式主義を理解することであり、無気力な政治的環境の本質

中津藩縁辺事件に関する二三の資料

を把握することでもある。そのなかにあって特に注目すべきは天保九年（一八三八）の縁辺御供番事件と呼ばれるものであった。

と記して、天保九年の縁辺事件の重要なことを指摘している。市史は、中津藩上士階級が大身・大身並・寄合・供番・家中・小姓の六級の格式に区別され、供番が藩主の参観交替に随従出来る経済的能力を有する二〇〇石以上の上士で、原則として大身と自由に、婚姻関係を結び、大身と同じく「うらつけ袴」に天鷲絨の大縁をつけた長袴を穿つことを許され、以下の家中・小姓とは特に区別された階層であった事を述べ

縁辺事件とは天保九年二月大身の山崎織衛が、古来大身と供番とは互いに婚家を通してきたが、自今以後大身の女子は供番と婚するをうるも、供番の児女は大身に嫁することをえざるものとすると声明したので、供番の武士はこれを聞き、その無礼を憤り、同盟して各自大身から娶った妻女をことごとく里方に帰還させ、かつ大身との個人的交渉を断絶しようとした事件である。

と説明し、事件の中心は山崎織衛の嗣子の再婚問題で、天保八年秋山崎の一族上総が、婚姻の対象としての御供番を家格によって差別しようとしたことから、織衛の娘と婚約関係にあった菅沼三郎左衛門の長子弥七郎より、破談の申し入れがあり、これが縁辺事件の焦点であらうと推測し。縁辺事件の発端は天保八年秋にはじまり、表面化したのは天保九年の二月からであるとしている。

天保年間の山崎家には、織部久温、嗣子に主馬久豊、孫に秀之助久重及び女子四名が居るが、織衛なる人物は居ない。市史が、織衛としているのは織部久温の誤りであらうが、菅沼家と婚約した娘は、主馬久豊の娘であり、此の点市史には若干の混乱があるようである。前年秋山崎織部の嗣子主馬久豊の再婚につき意見を申し出た一族上総なる人物については、出典と思はれる市史引用の史料を見ると、山崎の一族とは考へられず、むしろ大身衆の一人 即ち 家老奥平上総定国であり、「別而同心」した主悦は、奥平主悦定字であらう。猶市史は第六章第三節を「御固番事件」と題しながら、その具体的説明は全くなされて居ない、むしろ「縁辺事件」と題すべき所ではなかったかと思はれる。

二

縁辺事件の中心となった山崎家の「天保五甲午年御用所日記」

六月廿八日条に

一、御両方様御登 城不被遊候

一、去々年御供番衆より御縁辺御取組之義ニ付是迄段々御供

番衆仲ケ間ニ而色々差違ニ相成 上ニも御苦身被遊御直書等も出候得共御仲ケ間様方ニハ御請も被遊候得共御供番衆ニハ御請ニ不相成色々御心配御座候所今日右之義ニ付御叱出候事右ニ付 且那樣ニも御当り御座候趣今日四ツ過御年寄衆より筆頭諫山勘七ヲ以御内々御さた御座候依而右之趣御好身様方へ為御心得御申上御文源八被仰付候御家来面々ニも右之心得ヲ申仰渡事

一、御文参候節 御両方様ニハ態と御出迎不被遊候ニ付御寄子衆之内か御好身様方之内御頼可被遊候所今日ハ御供番衆ニも御当り出御大身衆へも御一統御当り出候付段々御支ニ相成依而田山又八様へ御使参候節 御名代并御同事等御頼被遊候一、御使七ツ半時分御出御目付鈴木力兵衛殿御使者態谷一角殿被参候御出迎ハ乙名老人御小姓老人下座敷ニ罷出候御名代田山又八様上御式台迄御出迎ニ御出織部不快ニ付私名代ニ罷出候趣之御挨拶御座候御書院上之御間ニ御通り則御書面御渡ニ相成候御文面左之通り御披見被成候而織部へ可申聞御請可仕趣御挨拶被成一応 御奥ニ御引取被成 且那樣へ御書之趣被仰上処御請之義宜御頼申ハ趣御挨拶御座候付御引取ニ相成候 御送之節乙名老人御小姓老人下座敷へ御送ニ罷出候事仰使御引請 御名代ニ而も御同間御帶劍之事

申渡覚

山崎織部江

其方儀去々年供番より縁辺取組之義ニ付仲ケ間一統申合内定相立候趣供番之者共聞請毎度寄合致内定取極ハ由然ル所供番

仲ヶ間之内愚存之者も有之彼是指纏不熟ニ相成 採源院様深

〔奥平昌陽〕

御心痛被遊 御書被下候ニ付仲ヶ間共無兎角御請致候得共世

悴縁辺之義より事起不輕約介致出来由緒も有之殊ニ仲ヶ間内  
年輩ニも有之候得は別而諸事心得も可在之候処無其義不届至

極ニ候依之申付方も有之候得共家督祝義ニ付赦之含ヲ以隠居  
申付悴主馬江家督無相違申付候者也

六月廿八日

一、右之趣被蒙 仰恐入思召候御使御送り申上直ニ御門ノ切  
小門開キ置候事

一、右ニ付直様田山又八様ヲ以 若旦那様より御伺被差出候  
所御慎被遊候様被蒙仰候猶又右被蒙仰候ニ付御慎中之義御伺

ニ相成候所御門半戸御長屋向窓戸ノ候ニ不及候趣御挨拶御座候得  
苦候趣挨拶御座候窓戸之所ハノ候ニ不及候趣御挨拶御座候得

共御門ノ切ニ成候義故御長屋住居之分ハ 御自分ニ而御遠慮  
被遊候思召ニ付昼之内ハ障子ノ切候様被仰付候夜分ハ不苦候

以上長屋面々へ右之趣被仰付候  
一、右ニ付市郎兵衛様伊兵衛様市允様御伺被指出候所御伺之  
上御差扣被蒙仰候

(中略)

一、右御供番衆一件ニ付今日御大身衆不殘御遠慮被蒙 仰候  
御月番但馬様斗り御□被成候自後御免之上被蒙仰申候年寄衆

ニも御同様御遠慮今日ハ志摩様計被蒙仰候御供番之方今日重  
立被仰付候御方々

隠居之上蟄居

〔奥平直記殿〕

被仰付候

木村権右衛門殿

小幡篤藏殿

隠居被仰付候

天野三藏殿

竹下惣兵衛殿

御被召放閉門

八条平太夫殿 町奉行也

被仰付候

菅沼新大夫殿 御物頭

生田又兵衛殿

閉門被仰付候

古宇田次郎太夫殿

上野重三郎殿

竹下幾藏殿

右之外年行司被御勤候向々同様逼塞被仰付候 遠慮被仰付  
候向左之如く先重立候御方右之通御座候

去々年即ち天保三年頃から、縁辺取組に關して、供番衆と大身  
衆との間に対立紛争があり、それが大きくなり藩主に聞えるまで

になった結果、藩主より直書を下して、紛争の鎮静方が申渡され  
たが、供番衆の反対運動が静まらず、天保五年に及ぶに至り、五

年六月廿八日、一方の中心人物山崎織部に隠居という処分が申し  
渡され、他方御供番衆の重立った人々にも、隠居の上蟄居以下の

処分が申し渡された事件があったことを示している。

三

右の山崎家の日記に記されている供番衆の処罰者について、中  
津市立図書館所蔵の、「御家中系図」(嘉永三年書上)をみると、左

の如く記されている。

奥平八郎右衛門正中の条には

天保元寅年九月朔日前日以奉書被為召御奏者番御役御物頭役  
兼帶被仰付候

同年十二月廿一日勤方不被為叶思召御役御免被仰付候

同五年六月廿八日去々年仲ケ間縁辺指纏之儀重立申談致先  
年勤方不被為叶思召御役御免被仰付候得者心得茂可有之処其  
儀不屈ニ被思召被仰付方有之候得共仰家督御祝儀ニ付赦御含  
ヲ以蟄居隱居被仰付候

同六未年十二月十八日御初入御祝儀ニ付蟄居御免被仰付候

同十二丑年十二月廿二日死去仕候

木村権右衛門重一の条には

文政十二己年十二月廿一日有故御物頭御免被仰付候

天保五甲午年六月廿八日有故蟄居隱居被仰付候

同六乙未年十二月十八日御初入御祝儀ニ付蟄居御免被仰付候

同十己亥年十二月四日、御昇進御祝儀ニ付御目通御免被仰付  
候

小幡篤藏直温の条には

天保元庚寅年九月学館務被仰付候

同二辛卯年三月願之上館務御免被仰付候

天保五甲午年六月廿八日仲間共大身衆ト縁辺指纏之儀ニ付重  
立申談仕候旨ニ而隱居被仰付候

同年抜合皆伝ニ付御目録二百項戴仕候

同六乙未年御初入祝儀ニ付御目通御免被仰付候

同七丙申年二月抜合引立師範被仰付候同年五月十七日劍術皆  
伝ニ付御目録二百項戴仕候

同十一庚子年四月朔日乍隱居元御役被仰付郡奉行御破損奉行  
兼帶被仰付御扶持方五人扶持被下候

天能三蔵正之の条には

天保二卯年三月廿四日学館掛り合被仰付候

同年十二月廿五日御記録書抜出精ニ付御目録金三百疋項戴仕  
候

同三辰年七月十七日御目付御免被成候

同四己年二月廿八日御目付御役中学館掛合出精相勤候ニ付御  
目録金三百疋項戴仕候

同五年六月廿八日去々辰年大身衆ト御供番縁組差纏之儀ニ  
付隱居被仰付候

天保十一子年四月朔日格別之思召ヲ以乍隱居御目付御被仰付  
御扶持方五人扶持被下候

同月三日三役懸合御堀掛合被仰付候

同年五月七日江戸在番被仰付候

同月十七日当夏御参府御供川場大納戸兼可相勤旨御道中御用  
掛合被仰付候

同年九月二日御供ニ而罷越候

同十二丑年正月五日御在所表江御用有之二付立帰被仰付候

同八日出立仕候

同年五月六日江戸在番御免被成候

同年九月廿二日去夏ヨリ御勝手御暮向御改革之義ニ付数々不

行届義有之御役被召放閉門被仰付候

竹下宗兵衛尚純の条には

天保三辰年正月十一日右御役〔御目付役〕三ヶ年皆勤ニ付御上下項戴仕候

同年七月十七日右御役勤方思召不被為叶候ニ付御免被仰付候之上指扣被仰付候

同五年六月廿八日仲間大身衆ト縁辺指纏在之候節内実重立及示談候ニ付不届ニ被思召候得共御家督御赦之御含ヲ以隠居被仰付候

八條平太夫勝詢の条には

文政十一年戊子四月十八日町奉行御役被仰付候御役中暮々銀三枚被下候

天保五年甲午六月廿八日仲間縁辺一件ニ付御役被召放候

同七年丙申正月十五日学館引立被仰付候

菅沼新太夫定儔の条には

文政十二己丑年六月十八日御船奉行御切役被仰付候

天保五甲午年六月廿八日仲間と大身衆縁辺指纏之儀ニ付御物頭御役被召放候

同十己亥年七月四日元ノ役郡奉行御破損奉行仮兼帯被仰付候

同年十月十一日元ノ御役郡奉行御破損奉行兼帯被仰付候

同年十一月四日御用有之出府被仰付候

同十一庚子年三月廿五日帰着仕候

同十一月十八日御用有之出坂被仰付候

同十二辛丑年閏正月五日帰着仕候

中津藩縁辺事件に関する二三の資料

同年九月廿二日有故元ノ御役郡奉行御破損奉行兼帯被召放候

生田又兵衛反則の条には

文政十亥年十二月廿三日御物頭御役御免被成候

同十二丑年江戸御屋鋪御類焼之節献米仕候処御上下頂戴被仰付候

天保八酉年十二月朔日御年御用被仰付候順合ニ而相勤申候御熨斗目御長袴頂戴被仰付候

同九戌年正月十五日御重年御年御用被仰付候順合ニ而相勤申候御慰斗目御長袴頂戴被仰付候

同十二丑年十月十五日御物頭御役被仰付候

古宇田次郎太夫資度の条には

文政十亥年二月四日亡父存生之内奉願候通家督無相違被仰付候

天保二卯年館務御免被仰付候

同三辰年二月七日惣簾奉行被仰付候

同九戌年正月十九日仲間縁辺之義ニ付隠居被仰付候

同十亥年正月思召ヲ以館務被仰付候

上野重三郎勝武の条には

文化十五寅年三月六日御近習被仰付候御近習御免年月日不相分候

天保九戌年正月十九日隠居被仰付候

弘化元辰年七月廿三日病死仕候千時四十六歳

竹下郁蔵次真の条には

文政八酉年四月二日奉願候通家督被仰付候千時十五歳

六五 (六五)

天保九戊年正月十九日先年仲ケ間縁辺指纏之儀ニ付閉門被仰  
付候其後数年不勤致御裁許不納得之姿ニ相見候趣ヲ以隠居被  
仰付候

右の十一名のうち、生田反則の条には縁辺事件による処罰につ  
いては全くふれられていない。しかし、幸宇田資度上野勝武の両  
名も、天保五年六月廿八日の閉門には全くふれていない。家系図  
書上に精粗があるためかその辺の事情は不明である。

此処でとくに注目されるのは、幸田資度上野勝武竹下次真の三  
名が、天保九年正月十九日に至って、縁辺事件によって隠居処分  
を受けていることである。即ち竹下次真の家系図に記す隠居処分  
の理由は、天保五年の閉門の処分に対する不満から、勤務放棄の  
態度に出たことが、九年正月の処分理由にされていることであ  
る。

以上の断片的資料からは、具体的内容については充分明らかに  
することは出来ないが、天保三年に発した縁辺事件に関する大身  
衆と供番衆との紛議が、一応天保五年六月廿八日に、両成敗の形  
で、山崎織部と、供番十一名に及ぶ処分者を出すことで、ひとま  
づ結着をつけようとしたが、供番衆側に猶根強い反抗態度が取り  
続けられた結果、九年正月十九日に再処分を行はねばならなかつ  
たという、誠に根の深い藩内抗争事件であったことを示してい  
る。

なお、前記山崎家の日記記載者以外の三名の者の縁辺事件に関  
する処罰記事が、家系図にみられる。

逸見志摩久忠の条には

天保五年六月廿八日御供番縁辺一件ニ付遠慮被付候  
同七月朔日御多用ニ付遠慮御免被成候  
桑名内記勝全の条には

天保四己年六月廿八日縁辺一件ニ付遠慮被仰付候  
岡見十蔵休閑の条には

文政十三庚寅年六月七日御手道具御役被仰付候  
天保六乙未年八月廿二日願之通御手道具御役首尾能御免被成  
候

同九戊戌年正月十九日先年大身衆御供番縁辺差纏之儀ニ付仲  
ケ間共夫々御咎被仰付候処其後不勤致御裁許不納得之姿ニ相  
見候趣ヲ以隠居被仰付候

と記されている。桑名勝全の天保四年はおそらく天保五年の誤  
記と思はれる。逸見桑名両家は大身衆であり、処罰が比較的軽い  
のに対し、供番衆への処分が嚴重であることの意味は大きい。右  
の縁辺事件に関連した処罰と明記した三家の他に

酒井文右衛門正行（実生田又兵衛友秋二男）の条に

天保四己八月四日御使番御役被仰付候  
同五年六月廿八日御役御免被成候  
同九戊戌年十月廿九日病死仕候

とあり、これも日付から見て、当然縁辺事件に関連しての処分で  
はないかと思はれる。

右の天保五年と九年一月の両度に分けて処分者を出した縁辺事  
件は、『中津市史』では全くふれられていないが、この方が事件  
としては本筋の事件で、敢へて云へば前後期に分かれる極めて根

の深い事件と云はねばならない。

#### 四

前後期の縁辺事件に共に深く関係している山崎家の家系図書上を抄出すると左の如くである。

山崎藏人久達（実小幡直之二男）

宝曆三癸酉年四月二十六日久芳願之通家督無相違於江府被仰付候于時十二歳

同十一辛巳年五月朔日御家老職被仰付候于時二十歳

明和六己丑年正月三日年頭御目見登城之節御玄関前迄小姓兩人<sup>上下</sup>表立召連候右ハ御目付内藤主税様江被仰達大手桜田御

門共御断相济候御目付衆ヨリ久達知行高御尋有之五千石ト被仰達候依テ已来格立候節ハ簗笞被成御免候

同八辛卯年正月三日年頭御目見登城致候処例年松之御廊下御使番衆御詰被成候御後口通御壁際ニ相詰候処從当年御目見之

席四間程前ニ進ミ御使番衆被成御詰候前通りニ被出候様ニ御目付十郎右衛門様御指図ニテ罷出候御目見之席右之通相成候

同九壬辰年五月朔日被為召逸橋様 昌風公御嫡男先達而被成御出生候秀之助殿御事養子可仕旨蒙仰候

同年十月秀之助養子被仰付候付伺之上指上物并祝儀贈物江府江指越候

安永二癸巳年正月秀之助養子就被仰付候從上々様被下物并秀之助ヨリ祝儀之品相達候

同年正月二十八日秀之助為迎伺之上家来橋本茂左衛門江府江

中津藩縁辺事件に関する二三の資料

指越候処昌風公江御目見被仰付候從上茂家来一同御医師平田杏庵江府江被遣候

同年四月朔日秀之助幼少之内為難用百石被下候尤半高名目成人之後部屋住料被下候節右百石之内半高久達家之知行高二御結可被下旨蒙仰候

同年同月二十六日秀之助着從江戸久達宅迄ハ上御入用ヲ以被指越候秀之助着已前ヨリ松谷三郎右衛門被成御附候由被仰出候尤秀之助追而部屋住料被下候迄附人ニ被仰付候由并右同様之趣ニ而<sup>乳持一人</sup><sub>抱守一人</sub>是亦被成御附候旨被仰出秀之助着之節從上々様被下物有之候別記有故略之

同四乙未年八月十九日御勝手方取切被仰付候内匠介江被仰渡候御趣意同様ニ相心得可勤旨蒙仰候

天明二年寅四月十日去冬御家中御救方年賦等取計方思召不為叶御役御免新知之内百石御取揚閉門被仰付候

寛政四壬子年五月朔日被為召再御役被仰付候

同五年九月九日御勝手掛被仰付候

同十二年六月五日御役方不念之義付逼塞被仰付候

同九日直ニ御免被成候

文化九申年二月廿三日思召有之ニ付御役御免被仰付候依而差扣相伺候処差扣不及候旨被仰付候

同年六月七日以来御手宛ニ之手仲ケ間申合相勤候様被仰付候

同十酉二月十一日願之通首尾能隠居被仰合俸久温江家督無相違被仰付候

文政三辰十月八日卒 行年七十九歳

山崎織部久寧(後久温)(実逸橋様後伊豆守又土佐守御妾腹之御嫡男也)

安永八亥年十一月痲瘡相煩候節以御小納戸御尋被成下折々御

医師被遣被下候此節度々拜領物仕候干時九歳

天明八戌申年八月十九日当夏婚礼相整候為御祝儀従心源院様

御印籠御目録被下候寛政三辛年二月廿一日山野土佐守様正月

廿七日御逝去付定式之忌服承之候

同八年七月廿日此節進脩館御取立付被為召於御前学事監役被  
付候

文化四年八月十一日婚礼相整候為御祝儀従禎祥院様御目録金  
貳百匹頂戴被仰付候

同年十二月十八日被為召学事監出相勤候ニ付御目録金七百匹  
頂戴被仰付学監被成御免年長被仰付尤追々学監相始候者是迄  
之通世話致候様被仰付候

天保五年六月廿八日御供番縁談之儀ニ付隠居被仰付忤主馬江

家督無相違被仰付候同六年三月廿一日春徳院様御法事ニ付

御由緒茂被為在候ニ付厚以思召御焼香被仰付候依而御香奠献  
備相窺候処前々之通被仰付候

同年八月廿二日御由緒茂有之候ニ付以思召御目通御免被仰付  
候

同十二年閏正月廿八日山野辺常德齋様御死去ニ付従殿様

昌猷公御隠居様昌高公若殿様為御悔御用人中ヨリ奉札ヲ以御尋  
被下候

天保十四年九月十三日卒行年七十三歳

右の山崎久達久温の二代にわたる家系図書上にみられる久温に

対する藩の取扱は異常に丁寧である。その理由は久温の出自によ  
るところが最大の原因ではないかと思はれる。逸橋昌風、或は山  
野辺土佐守なる人物については明らかでないが、一橋家に何らか  
の深い関係を持つ人物と十分推測される取扱である。

ただ一橋家の血をひく人物であれば、如何に奥平家が徳川家と深  
い関係の家柄であるとは云っても、その家臣の家に養子として遣  
わされるところは考へられない。したがって事實は一橋家の  
血をひく人物であっても、表向は一橋家の子としての扱ひの出来  
ない事情の人物で、云はば公然の秘密として扱はれたものと考へ  
ざるを得ない。その出自の違いという意識が、藩内にどの様な影  
響を与えたかについては俄かに推測出来ないが、身分格式或は縁  
辺に関する問題に影響し易い問題であることは間違いない。

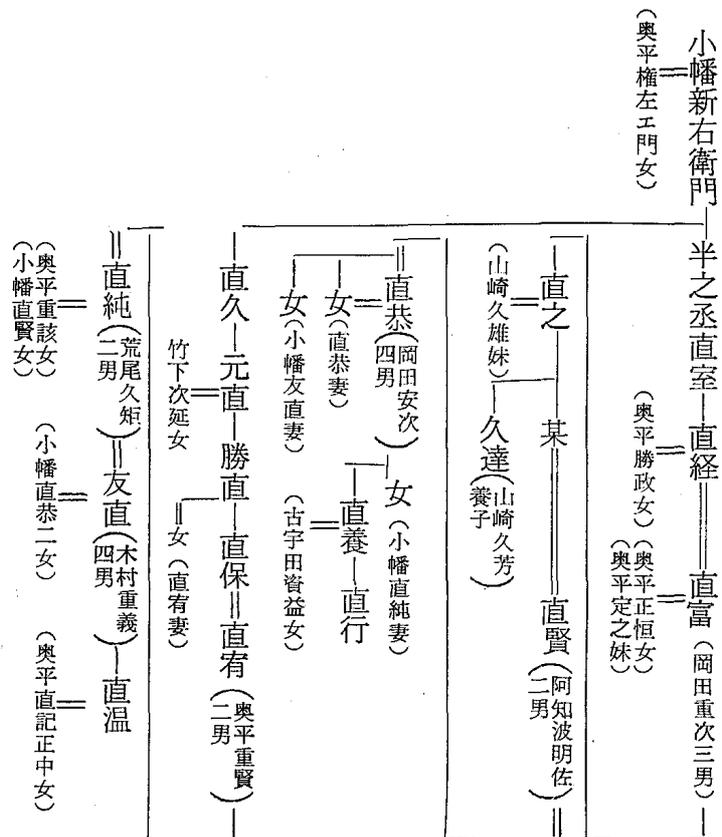
他方藩主奥平家は、昌男急死当時勢力を持ったと云はれる島津  
重豪の二男昌高を、天明六年養嗣子に迎へた。昌高は文化七年従  
四位にすすみ、文化十四年には溜間詰まで上昇し、文政八年嗣子  
昌暢に家督をゆづっている。昌暢は、父昌高の力もあってか、一  
橋家より斉敦の女国子姫を迎へたのが文政十二年二月で、これが  
芳蓮院として特に藩内で丁重な扱を受けている。このことが山崎  
久温の出自とからんで、余計に縁辺事件を発生させる要因となっ  
たということも充分考へられる。

## 五

天保五年六月と、九年一月に処罰を受けた供番衆関係者の家系  
を略記すると左のごとくである。

- A 奥平正民<sup>1</sup>—正中<sup>2</sup> (妻木村重明女B<sup>2</sup>)—正直<sup>3</sup> (姉小幡直温妻C<sup>2</sup>)
- B 木村重明<sup>1</sup>—重一<sup>2</sup> (妻小幡友直二女C<sup>2</sup>・姉奥平正中妻A<sup>2</sup>・弟重武重一養子B<sup>3</sup>)—重武<sup>3</sup> (重一弟)
- C 小幡友直<sup>1</sup>—直温<sup>2</sup> (妻奥平正中女A<sup>3</sup>・妹木村重一妻B<sup>2</sup>・岡見休閑妻L<sup>4</sup>・弟次真竹下次敬養子K<sup>3</sup>)—直清<sup>3</sup>
- D 天能衡<sup>1</sup>—正之<sup>2</sup>—正輔<sup>3</sup>
- E 竹下尚次<sup>1</sup>—尚純<sup>2</sup> (八条勝記二男F<sup>2</sup>)—尚安<sup>3</sup>
- F 八条勝記<sup>1</sup>—勝詢<sup>2</sup> (弟尚純竹下次養子E<sup>2</sup>)—房忠<sup>3</sup>
- G 菅沼定好<sup>1</sup>—定興<sup>2</sup> (姉岡見休祥妻L<sup>2</sup>・弟定寧兄定興養子)—定寧<sup>3</sup> (定興弟)—定儔 (佐竹義堅三男・妻岡見休哉女L<sup>4</sup>)—定安<sup>5</sup>
- H 生田友秋<sup>1</sup> (妻岡見休邦女L<sup>2</sup>)—友則<sup>2</sup> (弟酒井正行養子2M<sup>2</sup>)—彦之助<sup>3</sup>
- I 古宇田資益<sup>1</sup>—資度<sup>2</sup> (妻逸見志摩経久女・姉小幡半之丞直養妻)—資輝<sup>3</sup>
- J 上野方盛<sup>1</sup>—勝武<sup>2</sup>—勝明<sup>3</sup>
- K 竹下次敬<sup>1</sup>—次真<sup>2</sup> (小幡友直二男C<sup>2</sup>・義弟次直竹下次宗養子)—次宗—次直 (竹下次敬男)
- L 岡見休邦<sup>1</sup>—休祥<sup>2</sup>—休哉 (妻菅沼定好女G<sup>2</sup>・妹生田友秋妻H<sup>1</sup>・弟休哉兄養子)—休哉 (休祥弟・義弟休閑兄養子)—休閑 (休哉義弟・妻小幡友直女C<sup>2</sup>・義妹菅沼定儀妻G<sup>4</sup>)—休吉<sup>5</sup>
- N 酒井正中<sup>1</sup>—正行<sup>2</sup> (生田友秋三男H<sup>2</sup>)—正儀<sup>3</sup>

小幡家は半之丞家と治左工門家に分れ、篤蔵直温は治左工門家であるが、両家の関係はもとより深いものがあるが、縁辺事件の中心人物の養父山崎久達は小幡半之丞家の出である。関係略系図を示すと次の如くである。



右の家系図で見ると、小幡家と縁辺の深い家に処罰者が多く出ている傾向が可成り明確に出ているように思はれる。

中津藩縁辺事件に関する二三の資料

右の様であれば近親の小幡半之丞家出身の山崎久達の養子が、出自が異るとはいへ、特別に家格の格差をつけようとしている点に対する反発が、一段と強かったらう事もまた充分推測されるところである。

進、昌暢夫人を一橋家より迎へたなど、の諸点を考えると、そのための経済的負担は相当大きなものであったと推測される。したがってその財政処理に当って藩内役人層の間に意見の対立が生ずる可能性も当然考へられるところである。そうした観点から、前記供番衆の動向をみると、天保元年末に奥平正中が物頭を罷免され、翌二年の三月に小幡直温天野正之竹下尚純が目付を罷免されている動きに、多少そうした気配が感じられないこともないが、右の僅かな例から、藩内役職上の対立云々とは勿論云ひ難い事で、やはり縁辺問題が主因で藩内紛争が発生したと考へるべきであらう。

(本研究は慶応義塾学事振興資金による研究の一部である)